

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第300号)

平成16年3月29日

横情審答申第300号

平成16年3月29日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年11月21日教教人第769号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民情報処理カード（平成13年度緑区7153号）」の個人情報
非訂正決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「市民情報処理カード（平成13年度緑区7153号）」を個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民情報処理カード（平成13年度緑区7153号）」（以下「本件申立文書」という。）の個人情報訂正請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成14年9月17日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第27条第2項に該当するため全部を非訂正としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件対象文書のうち、異議申立人（以下「申立人」という。）が訂正を求めている「ご子息に手紙を書いたり、家庭訪問をしたりするなど事態の改善に努めた」（以下「本件訂正請求部分」という。）という部分については、区派遣担当指導主事が、担当教諭及び校長から家庭訪問や手紙などの学校の対応について、次のとおり確認しているため非訂正とした。

- (1) 家庭訪問に関しては、担当教諭が学習プリントを届けるため、申立人の自宅を訪れたこと。
- (2) 手紙に関しては、平成11年11月8日付、平成11年11月19日付で申立人保護者に対して、平成11年11月29日付で申立人に対して手紙を書き、届けていること。

4 申立人の意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 実施機関に何の証拠もないにもかかわらず、その決定はおかしい。きちんとした証拠のもとに判断してほしい。こちらでは家庭訪問の事実もなければ、手紙を書いた事実もないことの資料を次のとおり添付している。

ア 「不登校時に事態の改善に努めたという家庭訪問及び申立人へ書いた手紙の根拠となる書類」を作成し、又は取得しておらず保有していないことを理由とした個人情報非開示決定通知書（平成 14 年 7 月 23 日付教指一第 229 号。以下「非開示決定通知書その 1」という。）

イ 「不登校後申立人及び両親に対して担当教諭の詫びたという手紙」を請求内容に該当する文書は既に請求者に交付しており保有していないことを理由とした個人情報非開示決定通知書（平成 14 年 7 月 23 日付教指一第 229 号。以下「非開示決定通知書その 2」という。）

(3) 私達家族が連絡帳に、紙切れに書かれた紙について、礼を言うためにお手紙という書き方をしたにすぎず、実際、手紙とよべるものは頂いていない。区派遣担当指導主事は、連絡帳の手紙という文章のみで手紙を書いたと勘違いしており実際手紙の確認はしていない。

(4) 担任のいじめによって担任が怖くて不登校になったにもかかわらず、子供がひとりで家にいるかもしれない状態で、突然家のチャイムを鳴らすという子供にとって恐怖感と逃げ場を失わせる等、先生として安易な行動が事態の改善に努めた家庭訪問なのか。

家庭訪問とは、迷惑だからすぐに帰って頂くための玄関の前の 2、3 分の立ち話をさされているようだが、訪問先に迷惑がかかっても事態の改善に努めたと区派遣担当指導主事が判断されたというのであれば、その判断は、あまりにも身勝手と言わざるを得ない。先生として家庭訪問をするのであれば、生徒の家に何の連絡もなしに訪問することは、常識として考えられない。

5 審査会の判断

(1) 市民情報処理カードについて

市民情報処理カードは、市長への手紙等に寄せられる市民の意見・要望・提案、苦情、問い合わせなどの市民情報（以下「市民情報」という。）に対して、回答等の処理を行うために作成する決裁・供覧文書であって、市民局広聴課・各区区政推進課（以下「広聴課等」という。）で作成する「市民情報処理カード（起案用紙）」（以下「起案用紙」という。）と、局区担当部署で作成する「市民情報処理カード（担当局区用帳票）」（以下「担当局区用帳票」という。）がある。

市民情報については、広聴課等で受け付けて、起案用紙を作成し、回答案の作成又は供覧を局区担当部署に依頼している。

局区担当部署では、回答案を作成し、担当局区用帳票により決裁している。決裁済の担当局区用帳票は局区担当部署で保存すると共に、その写しを広聴課等へ送付している。供覧についても同様に処理している。

広聴課等では、局区担当部署から送付された回答案をもとに回答文を作成し、起案用紙により決裁している。決裁後、この回答文を投稿者に送付している。

(2) 対象となる個人情報について

対象となる個人情報は、申立人の市長への手紙による要望について、本件における担当部署の教職員人事課において回答案を作成した際の担当局区用帳票である。

(3) 個人情報の非訂正の妥当性について

ア 条例第25条第1項では、「第23条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。」と規定し、条例第26条第1項では、「前条の規定による訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。・・・」と規定している。

イ 条例第25条第1項でいう「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等のように、本人の主観によることなく何人でも客観的に判断できる事項と解され、「誤り」とは、何人でも客観的に判断できる事項について、当該個人情報を取り扱っている事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる手段によって容易に明らかにできる事実と不一致がある場合と解される。

ウ 申立人は、平成14年7月9日に、事態の改善に努めたという家庭訪問及び申立人に書いた手紙の根拠となる書類等を実施機関に開示請求し、同年7月23日付実施機関の「非開示決定通知書その1」及び「非開示決定通知書その2」を受けたことから、本件訂正請求部分について、実施機関は何の証拠も示しておらず、したがって、家庭訪問の事実もなければ、手紙を受け取った事実もないとして、本件申立文書に記録された個人情報の訂正（削除）を求めると主張している。

そこで、当審査会は、本件訂正請求部分に係る事実を確認するため、平成16年2月19日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は、次のとおりであった。

(ア) 区派遣担当指導主事が、担当教諭及び校長から家庭訪問や手紙など学校の対応

について確認をしている。

(イ) 家庭訪問については、平成11年10月20日に東京見学からの帰校後、担当教諭が申立人宅にプリントを届けている。

手紙については、同年11月8日及び11月19日に申立人保護者にあてて、同年11月29日に申立人にあてて手紙を届けている。手紙には、教員としての謝罪及び保護者や申立人の不安に応える内容が記されていた。

(ウ) 訪問記録については、学区内の児童・生徒及び保護者宅への訪問で公共交通機関を用いない場合は、出張命令簿に記載しないこともあり、本件訪問に関しても記録は残していない。

また、手紙に関しても記録は残しておらず、現物は申立人及び保護者に渡っているため実施機関には残っていない。

エ 前記ウの事情聴取において、当審査会としては、申立人の主張するとおり、実施機関が家庭訪問を行ったこと及び手紙を出したことを確認する文書等の記録の存在を認めることはできなかった。

しかしながら、このことをもって家庭訪問及び手紙の存在を否定し、条例第25条第1項にいう「誤り」があったと断定することはできない。

区派遣担当指導主事が担当教諭や校長から確認したとする実施機関の説明及び申立人から当審査会あてに提出された意見書中の「家庭訪問とは、迷惑だからすぐに帰って頂くための玄関の前の2、3分の立ち話をさされているようだ」「私達家族が連絡帳に、紙切れに書かれた紙について、礼を言うためにお手紙という書き方をしたにすぎず、実際、手紙とよべるものは頂いていない。」などの主張から判断すると、申立人及び申立人保護者が、担当教諭から「何らかの訪問」を受け、「何らかの紙に書かれた文章」を受けとったものと推察される。

したがって、当審査会としては、本件訂正請求部分に記録された個人情報に事実の誤りがあったとまでは判断することはできなかった。

なお、「何らかの訪問」や「何らかの紙に書かれた文章」が、申立人が考える「家庭訪問」や「手紙」にあたるかの判断については、条例第25条第1項にいう「事実」の範疇を超え、評価の問題となり、当審査会が判断する問題ではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第27条第2項に該当するため、個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年11月21日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成14年12月25日 (第4回第二部会) 平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・諮問の報告
平成14年12月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年1月30日 (第28回第二部会)	・審議
平成16年2月19日 (第29回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年2月26日 (第30回第二部会)	・審議
平成16年3月12日 (第31回第二部会)	・審議